



2026年4月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 祐 樹  
(コード番号：6548 東証グロース)  
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 田 村 健 二  
E-mail：ir@tabikobo.com

### 内部管理体制の強化に関するお知らせ

当社は、2025年11月21日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2025年11月22日付で特別注意銘柄に指定されております。

当社は、当該事案の原因分析を踏まえ、再発防止および信頼回復に向けた内部管理体制の抜本的な強化を進めております。

今般、その一環として、本日開催の取締役会において内部統制システムに関する基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 改定の背景および目的

当社においては、過去の事案の発生要因として、社外取締役の業務執行取締役への監督機能、代表取締役の意思決定に係る監督機能、および監査役の業務執行取締役への監督機能に課題が認識されております。

これを踏まえ、当社は、同課題の解消を通じた監督および監査機能の実効性向上等を目的として、内部管理体制の見直しを行うものであります。

#### 2. 主な改定内容

##### (1) 社外取締役の職務を補佐する使用人の設置

業務執行取締役の業務執行に対する経営監督機能の強化の為、取締役会における社外取締役の監督機能の強化を行う必要性が認められました。このため、社外取締役が同機能を着実に発揮できる様、その職務を補佐する事務局を設置し、必要な情報収集・整理および提供を行う体制を整備することにより、社外取締役による監督機能の実効性向上を図ります。

##### (2) 役員会の開催頻度の見直し

従来の役員会は月次開催を基本としており、取締役会の決議事項に至らない代表取締役の意思決定プロセスについても、コンプライアンス及びガバナンスの観点の抜け漏れ防止、多角的視点と透明性確保の観点で、監督機能の強化を図る必要性が認められました。

このため、月次開催の営業成績報告の場であった役員会を、週次開催の代表取締役の諮問機関とし、代表取締役の稟議決裁その他の意思決定にあたり役員会での事前審議を原則とすることとし、監督機能の強化を図ります。

##### (3) 監査役補助使用人の配置

業務執行取締役の業務執行に対する経営監督機能の強化の為、取締役会における監査役の監督機能の強化を行う必要性が認められました。

このため、監査役による監査の実効性向上の為、監査役補助使用人を設置いたします。

3. 実施時期

本改定は、2026年4月より順次運用を開始しております。

4. 今後の対応

当社は、引き続き内部管理体制の強化に取り組むとともに、本件を含む再発防止策の実施状況および有効性について、適時適切に開示してまいります。

以上